

廃棄物処理施設整備基本構想
【概要版】

2023（令和5）年9月

塩竈市

目 次

第 1 章 策定の目的と基本構想の位置付け.....	1
第 1 節 策定の目的	1
第 2 節 基本構想の位置付け	1
第 2 章 ごみ処理の現状.....	1
第 1 節 ごみ処理の流れ	1
第 2 節 施設の位置図	4
第 3 節 ごみ処理の今後の方針	4
1 検討対象とする施設	4
2 中間処理施設	4
3 最終処分	4
第 3 章 施設整備の基本理念・基本方針.....	5
第 1 節 施設整備の基本理念	5
第 2 節 施設整備の基本方針	5
第 4 章 施設整備の基本構想.....	6
第 1 節 中間処理施設	6
1 可燃ごみ処理施設	6
2 リサイクル施設	8
3 施設配置の検討	8
4 財政計画	11
5 整備・運営方式の検討	11
第 2 節 最終処分場	12
1 埋立対象物	12
2 残余年数の検討	12
3 延命化方策の検討	12
第 5 章 事業スケジュール.....	14
第 6 章 今後の廃棄物処理施設の方向性について.....	14

第 1 章 策定の目的と基本構想の位置付け

第 1 節 策定の目的

塩竈市（以下、「本市」といいます。）の清掃工場やリサイクルセンターは老朽化が進んでおり、また、廃棄物埋立処分場は残余容量が残り少なくなっているなど、今後の安定した廃棄物処理に支障をきたすおそれがあり、施設の更新が急務となっています。

廃棄物処理施設整備基本構想（以下、「基本構想」といいます。）は、このような状況を踏まえ、ごみ処理の現状と課題や施設整備の必要性を整理し、今後の目指すべき方向性を明確にすることを目的に策定するものです。

なお、この基本構想については、現段階で実施した各調査の結果に基づいて策定しているもので、今後の社会情勢や財政状況等の変化によっては、事業の見直しを行っていくものとします。

第 2 節 基本構想の位置付け

基本構想の位置付けは、図 1-1 のとおりです。

基本構想は、本市の最上位計画である「塩竈市長期総合計画」、環境保全及び創造に関する施策を定める「塩竈市環境基本計画」、ごみ処理の基本方針や各種施策を定める「塩竈市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などと整合をとった内容とします。

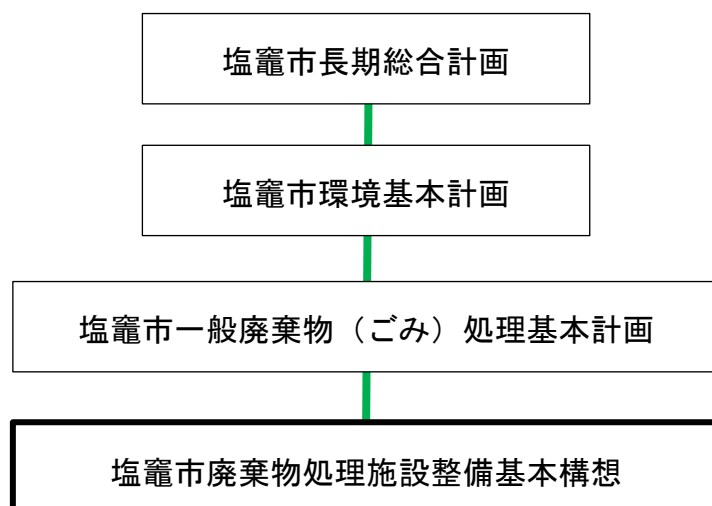


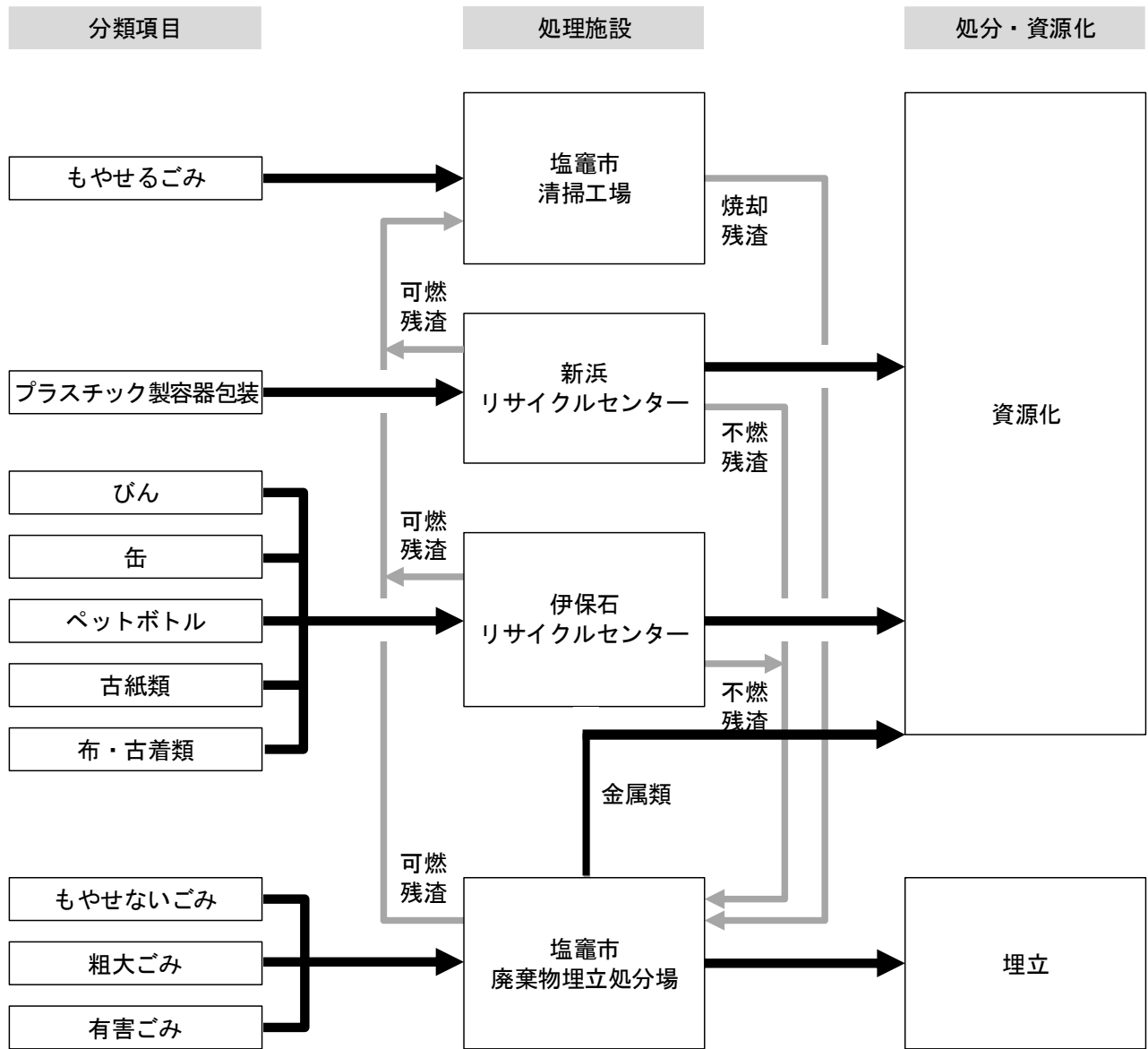
図 1-1 基本構想の位置付け

第 2 章 ごみ処理の現状

第 1 節 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは図 2-1、各施設の概要は表 2-1 のとおりです。

もやせるごみ及び可燃残渣は、塩竈市清掃工場で焼却処理しています。また、プラスチック製容器包装は新浜リサイクルセンターで、その他の資源物は伊保石リサイクルセンターで処理を行っています。もやせないごみ及び粗大ごみ等は塩竈市廃棄物埋立処分場で埋立処分しています。



※有害ごみは外部処理（委託）

図 2-1 ごみ処理の流れ

表 2-1 各施設の概要

項目		内容
塩竈市清掃工場	処理対象	もやせるごみ、可燃残渣
	所在地	宮城県塩竈市字杉の入裏 39 番地 47
	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
	処理能力	90t/日（1 炉）
	敷地面積	13,738 m ²
	建屋面積	約 1,620 m ²
	竣工年月	1976（昭和 51）年 5 月（2002（平成 14）年 11 月基幹改良工事）
新浜リサイクルセンター	処理対象	プラスチック製容器包装
	所在地	宮城県塩竈市字杉の入裏 39 番地 47
	処理方式	手選別、圧縮梱包処理（油圧式）
	処理能力	圧縮梱包：1 t/h
	敷地面積	13,738 m ² （内作業棟 434 m ² ）
	建屋面積	作業棟：434 m ² 作業員控室：48 m ²
	竣工年月	2001（平成 13）年 6 月
伊保石リサイクルセンター	処理対象	缶、びん、金属、古紙類、布・古着類 ペットボトル（1998（平成 10）年 4 月から）
	所在地	宮城県宮城郡利府町赤沼字須賀 3 番地 13
	処理方式	缶は磁選機で選別、圧縮処理 その他は手選別
	処理能力	—
	竣工年月	1990（平成 2）年 10 月：モデル収集開始 1993（平成 5）年 4 月：本格操業
	敷地面積	約 1,900 m ²
塩竈市廃棄物埋立処分場	所在地	宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉 21 番地 1
	供用開始年度	1989（平成元）年度
	埋立終了年度	2031（令和 13）年度
	埋立期間	42 年間（1989（平成元）～2031（令和 13）年度）
	敷地面積	32,630m ²
	埋立地面積	26,557m ²
	全体容量	284,682m ³ （2023（令和 5）年 6 月変更）

第 2 節 施設の位置図

本市の一般廃棄物処理施設の位置図は図 2-2 のとおりです。清掃工場と新浜リサイクルセンターは杉の入裏に所在し、伊保石リサイクルセンターと廃棄物埋立処分場は、利府町に所在しています。



出典：電子国土基本図（国土地理院）をもとに作成

図 2-2 本市の一般廃棄物処理施設の位置図

第 3 節 ごみ処理の今後の方針

1 検討対象とする施設

本市の清掃工場は供用開始から 47 年、新浜リサイクルセンターは供用開始から 20 年が経過し、老朽化が進んでいます。また、廃棄物埋立処分場は残余容量がひっ迫している状況にあるなど、今後の安定した廃棄物処理に支障をきたすおそれがあります。

基本構想で検討対象とする施設は、以下のとおりとします。

- 中間処理施設（可燃ごみ処理施設、リサイクル施設）
- 最終処分場

2 中間処理施設

本市の土地利用の現状では、本市域内において新しい用地を確保することが極めて困難であることから、現有の敷地を建設予定地として、新たな中間処理施設を整備することとします。

しかしながら、現有敷地は、面積が非常に限られていることから、現有施設が有するすべての機能を集約するのは容易ではありません。

また、新たな中間処理施設の整備は、既設清掃工場の稼働を継続したまま建設工事を進める必要があるため、段階的かつ計画的な整備が必要です。基本構想では、現有施設の状況や処理の効率性等を鑑み、どの機能を建設予定地内に確保するのかを検討し、今後策定する廃棄物処理施設整備基本計画に反映します。

3 最終処分

1999（平成 11）年策定の宮城県ごみ処理広域化計画において、本市は「宮城・黒川ブロック」に位置付けられています。基本構想では、近隣の一部事務組合への加入も視野に入れながら、現処分場の延命化など本市の最終処分方法について検討します。

第 3 章 施設整備の基本理念・基本方針

第 1 節 施設整備の基本理念

本構想では、施設整備の基本理念として、以下のとおり定めます。

「強靱性」・「環境性」・「経済性」を兼ね備えた『持続可能なごみ処理施設』

第 2 節 施設整備の基本方針

上記の基本理念を踏まえ、以下の 3 項目を施設整備の基本方針とします。

1. 災害に強く、安全・安心に配慮した施設

強靱性

地震等の災害に対応するため、耐震性・耐水性を備えた強靱な施設にするとともに、ダイオキシン類等の有害物の排出抑制を施し、安定的な稼働が可能な施設とする。

2. 地球温暖化に配慮した環境にやさしい施設

環境性

エネルギー回収や省エネルギー化等を行うことにより、環境負荷を低減し、地球温暖化防止に寄与する施設にするとともに、循環型社会形成に資する施設とする。

3. 経済性に優れ、長期にわたり利用可能な施設

経済性

整備内容、処理方式等を最適化し、施設整備費と運営費を含むライフサイクルコストを低減するとともに、効率的な保全管理を行うことで、長期的に経済性にも優れた施設とする。

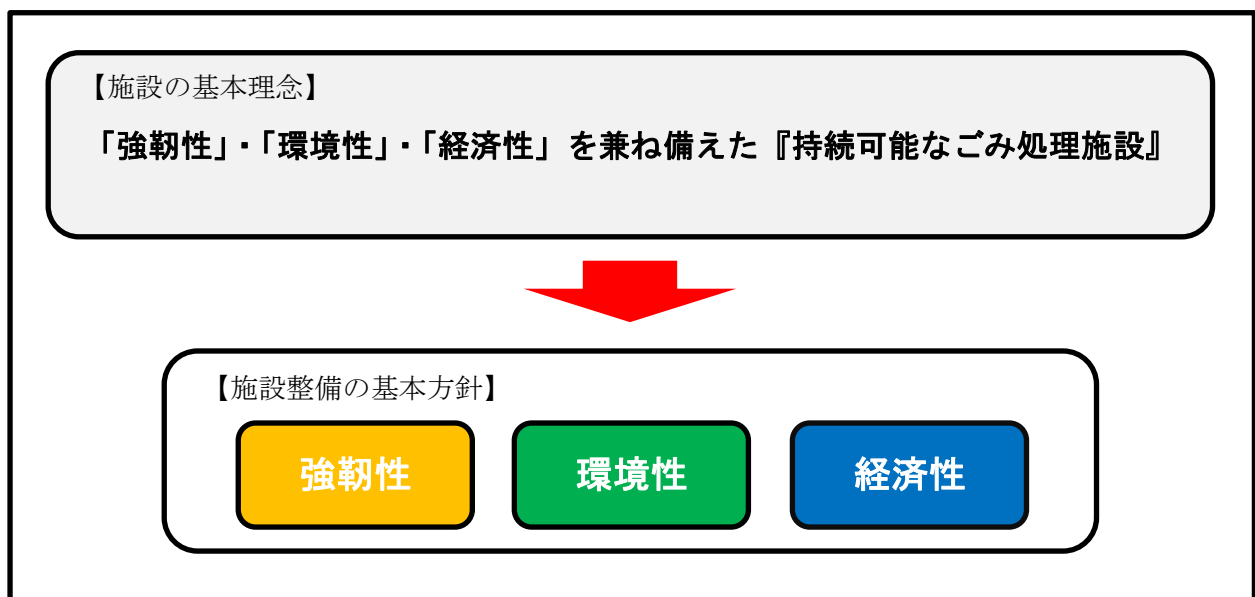


図 3-1 施設整備の基本理念及び基本方針

第 4 章 施設整備の基本構想

第 1 節 中間処理施設

1 可燃ごみ処理施設

(1) 処理対象物の設定

処理対象物は、以下のとおりとします。

- もやせるごみとして排出されたもの
- もやせないごみ及び粗大ごみの選別残渣のうち可燃性のもの
- 資源物の選別残渣のうち可燃性のもの

(2) 可燃ごみ処理施設の整備目標年次

塩竈市廃棄物処理施設等整備可能性調査報告書（2022（令和 4）年 3 月）に基づき、「2028（令和 10）年度」と設定します。

(3) 計画処理量及び施設規模

本市では、プラスチック資源循環促進法の施行などを踏まえ、新たな中間処理施設の整備に合わせて、プラスチック使用製品廃棄物を一括回収することを検討しています。

プラスチック使用製品廃棄物回収量を見込んだ計画目標年次（2028（令和 10）年度）の計画処理量及び施設規模を算定した結果は、表 4-1 のとおりとなりました。

表 4-1 計画処理量と施設規模

計画処理量（令和 10 年度）	17,051 t
施設規模（令和 10 年度）	70t/日

(4) 可燃ごみの処理方式の検討

表 4-2 に示す処理方式を対象に、事業者へのアンケートや各種文献等による調査を行い、設定した評価項目に基づき評価しました。評価結果は、表 4-3 のとおりとなりました。

各処理方式の中でも、「焼却方式」が、導入実績の多さや温室効果ガス排出量の低さ、経済性の観点から最も高い結果となったことから、可燃ごみ処理施設の処理方式は、「焼却方式（ストリーカ式）」を優先して検討することとします。

なお、エネルギー回収方法は、今後、詳細な検討を行うこととします。

表 4-2 処理方式の概要

処理方式	処理概要
焼却方式	熱分解又は燃焼により、ごみを高温酸化して、容積を減じ、焼却残渣に変換する施設
ガス化熔融方式	熔融により、ごみを高温酸化して、容積を減じ、熔融固化物に変換する施設
炭化方式	ごみを炭化した後、炭化物として回収するとともに発生したガスを燃焼又は熱回収する施設
ハイブリッド（バイオガス化＋焼却）方式	メタンガス化施設と焼却施設を組み合わせた施設

※ごみ燃料化（トンネルコンポスト）方式は、広い敷地面積を要し、現清掃工場を稼働させながら建設予定地内に整備することが困難であるため評価対象としていません。

表 4-3 処理方式の評価結果

基本方針	評価項目	配点	単位	焼却方式	ガス化溶融方式	炭化方式	ハイブリッド(バイオガス化+焼却)方式
1. 強靱性	①建設実績	20	件	32	1	0	4
			評価	◎	○	△	○
			点数	20.0	13.0	6.0	13.0
	②非常時の対応	20	—	可能	可能	可能	可能
			評価	◎	◎	◎	◎
			点数	20.0	20.0	20.0	20.0
2. 環境性	③温室効果ガス発生量	10	t-CO ₂ /年	294	2,141 ^{※1}	2,721 ^{※2}	9,299 ^{※3}
			評価	◎	○	○	△
			点数	10.0	6.5	6.5	3.0
	④副生成物等の資源化	10	—	可能性あり	可能性あり	可能性あり	可能性あり
			評価	○	○	○	○
			点数	6.5	6.5	6.5	6.5
	⑤エネルギー回収量	10	GJ/年	19,948	34,264 ^{※1}	47,770	11,966 ^{※3}
			評価	△	○	◎	△
			点数	3.0	6.5	10.0	3.0
3. 経済性	⑥建設予定地での整備可否	15	—	可能(要造成)	可能(要造成)	可能(要造成)	可能(要造成)
			評価	○	○	○	○
			点数	9.8	9.8	9.8	9.8
	⑦施設整備・運営費用	15	百万円(税込)	15,995	19,870 ^{※1}	16,500	19,726
			評価	◎	△	◎	△
			点数	15	4.5	15	4.5
総合点数(100点満点)				84.3	66.8	73.8	59.8
《参考》アンケート調査回答事業者数				9社	0社	1社	3社

※1：ガス化溶融方式は、事業者アンケートでの回答が得られなかったため、同規模他事例を調査した参考値として示します。なお、「⑦施設整備・運営費用」について、施設整備は「焼却方式の1.17倍」として、運営費用は「焼却方式の1.29倍」として想定しています。

※2：炭化方式の「③温室効果ガス発生量」は、炭化燃料売却による削減分は含んでおりませんが、化石燃料の代替燃料として利用とすることで、温室効果ガス排出量を削減できる可能性があります。

※3：ハイブリッド(バイオガス化+焼却)方式の「③温室効果ガス発生量」及び「⑤エネルギー回収量」は、回答事業者3社のうち、2社はアンケート調査において一部の設問の回答が得られなかったため、全項目に回答のあった事業者の回答を採用しました。

2 リサイクル施設

(1) 新たなリサイクル施設への整備要否の検討

リサイクル施設における処理対象物及び整備メニューは、表 4-4 のとおりです。粗大ごみやプラスチックの処理については、新清掃工場のあり方（敷地内のレイアウト）を考慮し、現有施設の機能を建設予定地内に集約するか、処理の民間委託も含めて、廃棄物処理施設整備基本計画において詳細な検討を行うこととします。

表 4-4 リサイクル施設における処理対象及び整備メニュー

処理系列	処理対象物	整備対象		検討内容
		現行	将来	
もやせないごみ・粗大ごみ	もやせないごみ	○	※	粗大ごみは、リサイクル施設を整備して処理するか、現行の最終処分場での処理を継続するかのいずれか
	粗大ごみ	○	※	
プラスチック類	プラスチック製容器包装	○	※	リサイクル施設を整備し現行の指定法人ルート経由での処理を継続するか、認定再商品化計画ルートを導入するかのいずれか
	プラスチック使用製品廃棄物	×	※	
缶・びん・金属類等	缶・びん・金属類等	○	○	リサイクル施設を整備し処理を予定

凡例：○：整備（予定）、×：未整備、※：今後詳細に検討

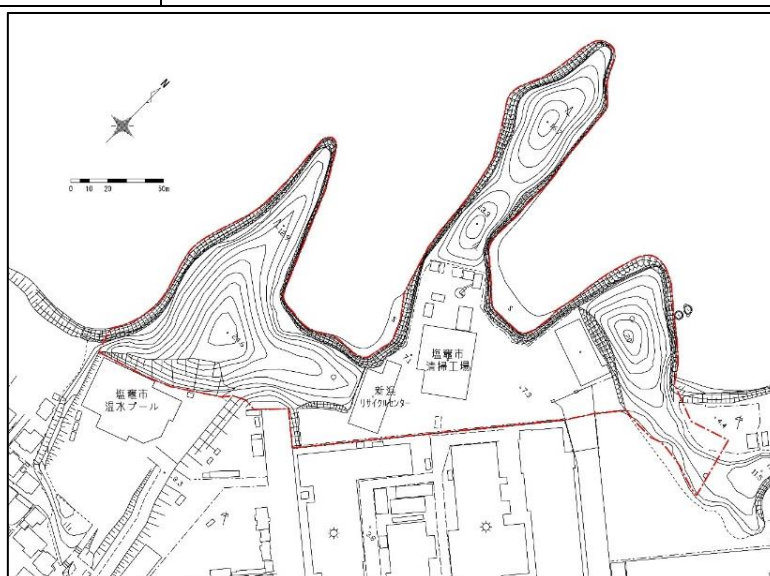
3 施設配置の検討

(1) 建設予定地の範囲及び現有施設の配置状況

建設予定地の諸元は表 4-5、範囲図（赤枠範囲内）及び現有施設の配置状況は図 4-1 のとおりです。

表 4-5 建設予定地の諸元

項目	状況
事業予定地	宮城県塩竈市字杉の入裏39-47
敷地面積	27,924 m ² （既設建物の敷地等を含む）



※塩竈市都市計画図を元に作成

図 4-1 建設予定地の範囲図及び現有施設の配置状況

(2) 施設配置計画

ア 施設配置の基本方針

施設配置検討における基本方針を以下に示します。

- 建設予定地内に、可燃ごみ処理施設と「もやせないごみ・粗大ごみの処理系列」「プラスチック類の処理系列」「缶・びん・金属類等の処理系列」の3つの処理系列を有するリサイクル施設を整備する。両施設の建築面積は、事業者アンケート調査回答を参考に、建設予定地内で最大限確保できる面積とする。(プラスチックについては民間施設での処理についても合わせて検討する。)
- 施設整備にあたっては、現有施設の稼働を継続させたまま工事を進めることとする。
- 可燃ごみ処理施設を、現有敷地内の空地に整備することは困難であるため、比較的まとまった土地を確保できる①現環境課事務所に配置した場合と、②温水プール北側の土地を造成して配置した場合の2パターンを検討する。
- 施設への進入口は、現清掃工場の進入口とする。

イ 施設配置案

各パターン別の施設配置案は、図 4-2 及び図 4-3 のとおりです。

なお、施設配置案は現時点での概略の配置計画であり、今後実施する予定である測量調査の結果や建設予定地内にどのような施設機能を持たせるかを精査した上で、詳細な検討を行うものとなります。

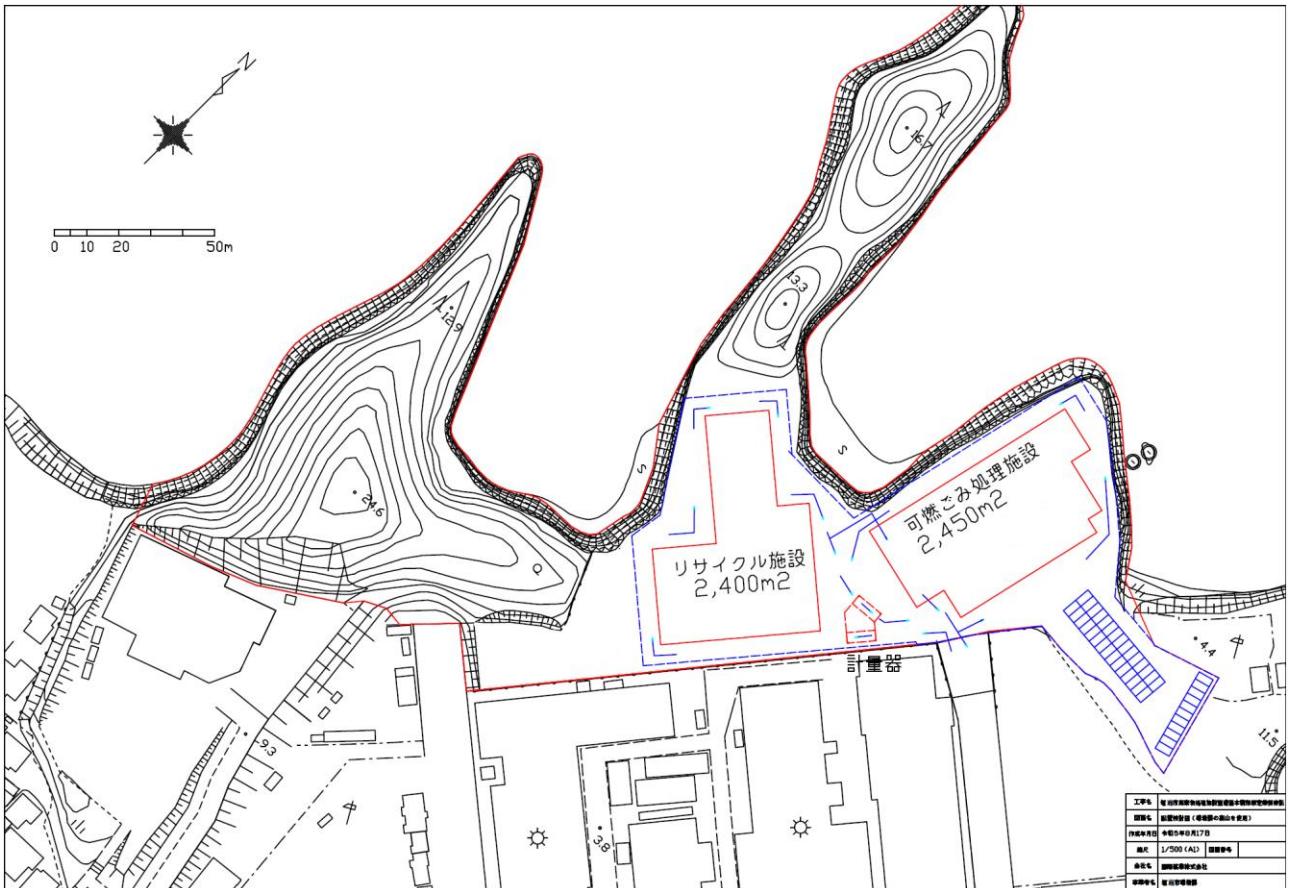


図 4-2 施設配置案 (①可燃ごみ処理施設を現環境課事務所に配置した場合)

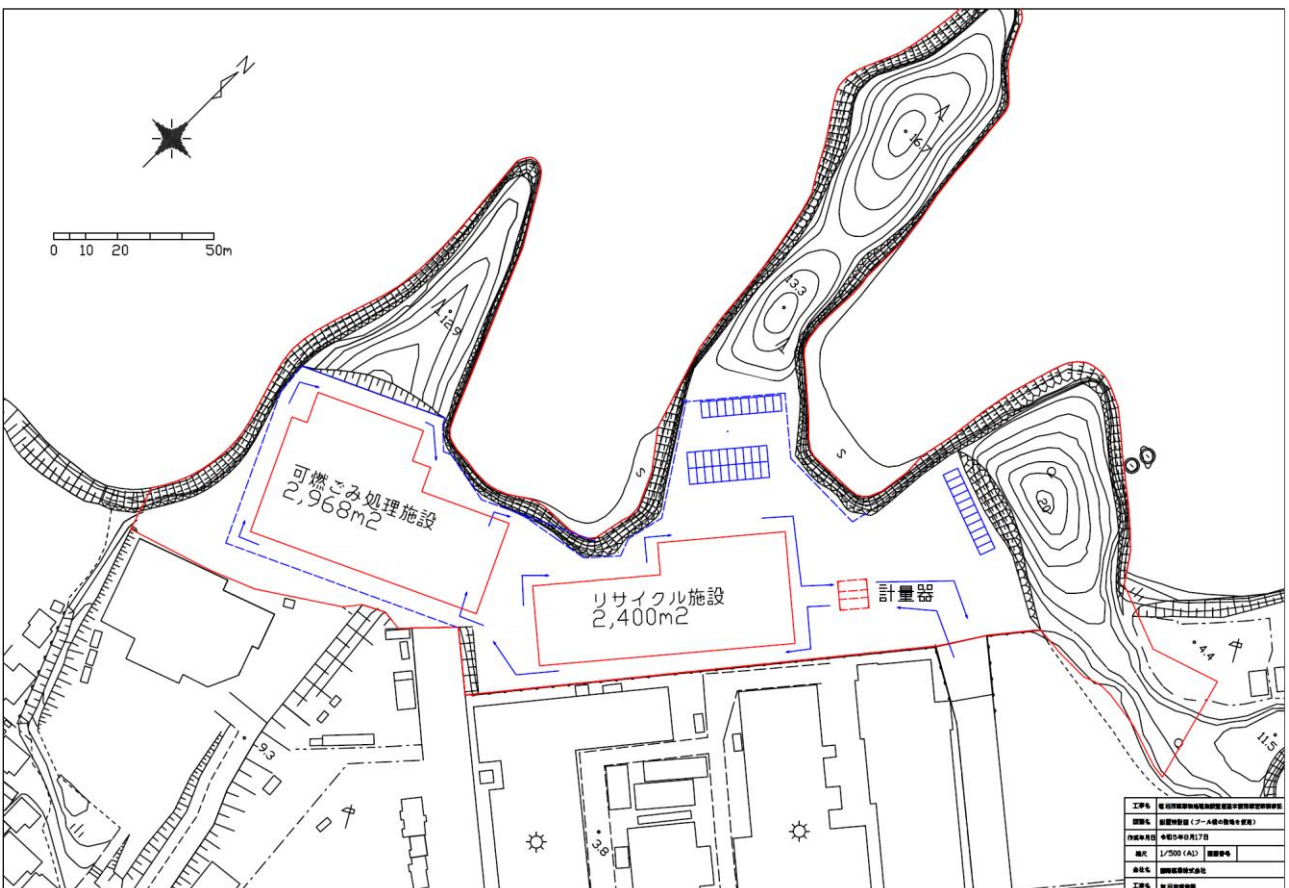


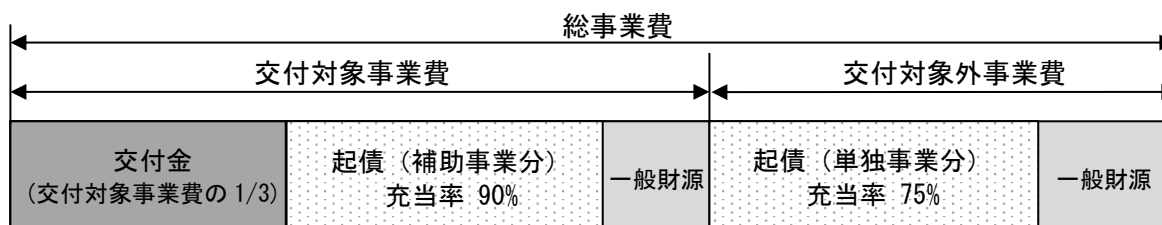
図 4-3 施設配置案 (②可燃ごみ処理施設を温水プール北側に配置した場合)

4 財政計画

一般廃棄物処理施設の整備に係る事業費は、交付金、地方債及び一般財源の3つの財源で賄うことが一般的です。本市においても、この3つの財源で賄うものとして計画します。

(1) 財源計画の考え方

建設に係る財源の内訳は、図4-4のとおりです。なお、運営費（人件費、用役費、点検整備費等）は、交付金や起債の対象ではありません。



※元利償還金の50%（交付金対象外事業費は30%）を交付税措置

図 4-4 廃棄物処理施設整備に係る財源計画の考え方

(2) 概算事業費

事業者アンケートの結果による可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設の概算事業費は、表4-6のとおりです。金額については、事業者アンケート調査の結果による概算事業費の最低額と平均額を示します。

なお、概算事業費は、現段階で実施した事業者アンケート調査の結果であるため、実際の事業費は、今後の社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって大きく変化することが考えられます。

表 4-6 概算事業費（税込）

費目		金額(百万円・税込)	
		最低額	平均額
可燃ごみ処理施設 (焼却方式)	①施設整備費	7,429	11,960
	②運営費(20年分)	9,742	12,060
リサイクル施設 (缶・びん、プラ、粗大ごみ等)	③建設整備費	3,328	5,588
	④運営費(20年分)	1,154	4,760
総事業費		21,653	34,368
可燃ごみ処理施設		17,171	24,020
リサイクル施設		4,482	10,348

※概算事業費は、上記以外に造成工事費や解体工事費が別途必要になります。

5 整備・運営方式の検討

一般廃棄物処理事業の運営方式においては、現清掃工場で実施している公設公営方式に加え、「DB+長期包括運営委託方式」、「DBO方式」、「PFI方式」の3つの事業方式が主に採用されています。

今後、文献調査・資料調査及び事業者への市場調査等を通じて、各事業方式の定性的及び定量的な評価を行い、本事業に最適な事業方式を決定することとします。

第 2 節 最終処分場

最終処分場のあり方については、近隣の一部事務組合への加入も視野に入れながら、以下のとおり延命化策などについて検討します。

1 埋立対象物

埋立対象物は、現在の塩竈市清掃工場又は新たに整備する可燃ごみ処理施設から発生する「焼却残渣」及びもやせないごみ・粗大ごみの選別残渣である「選別不燃残渣」とします。

2 残余年数の検討

残余年数は約 8 年間（2023（令和 5）年度を含む）で、現処分場は 2031（令和 13）年度中に残余容量が無くなる見込みです。

3 延命化方策の検討

(1) 検討対象とする最終処分方法

今後の最終処分の方法として、以下の 4 点についての概算事業費等を整理し、基本方針に基づいた評価を行います。

方法① 嵩上げ

現処分場に新しく土堰堤を築堤することにより埋立容量を確保し、引き続き埋立処分を継続する。

方法② 新設

現処分場の隣接地に新処分場を整備し、埋立処分を行う。

方法③ 再生事業

現処分場の埋立物を掘り起こし、掘り起こしごみの減容化や資源化によって埋立容量の回復を行い、引き続き埋立処分を継続する。

方法④ 外部委託

埋立処分している焼却残渣を民間事業者へ処理委託を行う。

選別不燃残渣は現処分場で引き続き埋立処分を継続する。

(2) 最終処分方法の比較・評価

ア 比較結果

最終処分方法の評価・比較結果は、表 4-7 のとおりです。

①嵩上げは、1年間延命化するのに必要な費用は比較的安価ですが、埋立可能期間が約 3.5 年間と短く、埋立終了後は再度最終処分方法を検討する必要性が生じます。

②新設は、費用対効果の面で最もバランスがとれていますが、環境への配慮とともに、造成計画や残土処分の検討が必要となります。

③再生事業は、埋立可能期間は 35 年間と長期となりますが、1年間延命化するのに必要な費用は最も高く、外部委託するための運搬費等を含めると更なるコスト増が見込まれます。

④外部委託は、埋立可能期間が 40 年以上と最も長期となりますが、コストが比較的高いほか、処理施設の立地自治体への事前手続き等が必要となります。

表 4-7 評価・比較結果

基本方針	比較項目	項目の着眼点	方法① 嵩上げ	方法② 新設	方法③ 再生事業	方法④ 外部委託
1. 強 韌 性	法律上の位置付け	廃棄物処理法（自区内処理）の遵守	問題なし	問題なし	問題なし （ただし、外部委託先の適正処理の監督責任あり）	問題なし （ただし、外部委託先の適正処理の監督責任あり）
	安定した処理	現行埋立物の処理可否	可能	可能	可能	可能
		埋立可能期間	約 3.5 年間	約 19.3 年間	約 35 年間	約 43 年間
	事業の継続性	所要期間	約 3 年間	約 7 年間	約 4 年間	事前協議・契約等による
		現処分場終了年度までの供用可否	可能	可能	可能	可能
災害対応	災害廃棄物の受入可否	可能	可能	可能	条件付きで可能	
2. 環 境 性	周辺等の環境への影響	環境への影響があるか	影響ほぼ無し	影響有り	影響有り	影響ほぼ無し
3. 経 済 性	事業費（工事費+維持管理費）	1年間延命化するのに必要な費用	約 8,300 万円/年	約 9,600 万円/年	約 2.3 億円/年	約 1.0 億円/年
		上記の費用の備考	・調査や計画等の策定費用が別途必要	・調査や計画等の策定費用が別途必要	・調査や計画等の策定費用が別途必要 ・運搬費が別途必要	・処理委託施設までの運搬費が別途必要
		交付金の適用可否	不可	可能	可能	不可

第 5 章 事業スケジュール

令和 3 年度にとりまとめた「塩竈市廃棄物処理施設等整備可能性調査報告書」（令和 4 年 3 月）を参考に整理した、施設整備のスケジュールは、表 5-1 のとおりです。

なお、施設整備のスケジュールについては、事業者選定や埋蔵文化財にかかる必要な手続きなどに不測の期間を要することも留意されます。

表 5-1 施設整備事業スケジュール

種 別	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2030年度	2030年度	2030年度	2030年度	
	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	(令和 9 年度)	(令和 10 年度)	(令和 11 年度)	(令和 12 年度)	(令和 13 年度)	(令和 14 年度)	(令和 15 年度)	(令和 16 年度)	
1 一般廃棄物処理基本計画	4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	3	
2 循環型社会形成推進地域計画			現行計画 (10年)					次期計画 (10年)					
3 施設整備基本構想			第 1 期計画 (5 年)						第 2 期計画 (7 年)				
4 施設基本計画・PFI 導入可能性調査													
5 測量・地質調査等													
6 生活環境影響調査													
7 造成設計													
8 都市計画手続													
9 事業者選定(PFI、DBO)													
10 設計・可燃ごみ処理施設建設工事等													
11 リサイクル施設建設工事													
12 既設解体													

※本事業スケジュールには、埋蔵文化財調査及び敷地への土壌汚染が発覚した場合の追加調査や対策工事は考慮されていません。

第 6 章 今後の廃棄物処理施設の方向性について

(1) 今後の廃棄物処理施設の方向性

これまでの検討結果から、主にコスト面を踏まえた中長期的視点に基づく各施設（可燃ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場）の方向性について、表 6-1 のとおり定めます。

廃棄物処理施設整備等の方向性については、表 6-1 を軸に、今後策定する廃棄物処理施設整備基本計画において、様々な課題を整理し、実現に向けた具体策をとりまとめることとします。

表 6-1 今後の廃棄物処理施設の方向性

①可燃物	②資源物 (びん・缶等)	③資源物 (プラ類)	④粗大ごみ	⑤不燃物・焼却灰
焼却方式 (ストーカ式)	清掃工場敷地に 新設	認定再商品化 計画ルート	自走式破砕機での 処理	嵩上げ + 新設

(2) 広域化の考え方

現在、一般廃棄物の処理については、本市は単独で行っていますが、隣接する多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町においては宮城東部衛生処理組合を設立し、可燃ごみの処理や最終処分等を行っています。

国は、適正かつ持続可能なごみ処理を推進することを目的に、ごみ処理の広域化と廃棄物処理施設の集約化を進めています。本市としても、持続可能なごみ処理に向けて、宮城東部衛生処理組合への加入について、これまで様々な検討を行ってきたところです。

可燃ごみ処理施設においては、宮城東部衛生処理組合が有する施設の処理能力を超えることから、本市のごみ全量を受け入れてもらうことが困難となっています。

また、令和3年度に行った廃棄物処理施設等整備可能性調査では、現清掃工場は老朽化が進んでおり、建物や機械設備・電気設備についても耐用年数を超えていることから、令和10年度には、建替えなどの更新が必要であるととりまとめたところです。

そのようなことから、現清掃工場の長寿命化や可燃ごみ処理の民間施設への委託、本市単独での施設整備などについて検討してきました。この中において、現有敷地での整備が可能であること、国の交付金の活用が見込めることなどから、可燃ごみ処理施設の整備については、本市単独で行うこととしたものです。

一方、本市の埋立処分場については、現在、2031（令和13）年度までの延命化を図っているところではありますが、埋立可能年数が残り8年間と限られており、近い将来には新たな処分場の確保が大きな課題となります。

このことから、埋立処分については、本市単独での施設整備について検討を行うとともに、宮城東部衛生処理組合への加入に向けた検討と協議を進めることとします。